解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和八年三月三十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十日）の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年五月二十二日

山口県岩国市天尾

清算法人岩国市天尾土地改良区

代表清算人　古川　和仁

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十二日

鹿児島県いちき串木野市元町二〇〇番地

医療法人勝目眼科

清算人　勝目　紀一